

北見市観光情報ツイッター運用ガイドライン

令和2年11月6日策定

北見市商工観光部観光振興室

1 ツイッターとは

ツイッターとは、米国で生まれたソーシャルネットワーキングサービスで、「ツイート」と呼ばれる半角280文字以内のメッセージや画像、動画、URLを投稿する。「リツイート」と呼ばれる拡散機能により、拡散性の高さが特徴である。

2 ガイドラインの目的

利用者が多く拡散性の高いツイッターを広報媒体として利用し、市の魅力を広く伝えるため、その運用に関する具体的な手順やルールをこのガイドラインで定める。

3 適用範囲

このガイドラインは、本市観光公式ツイッターを運用する全ての者に適用する。

4 ツイッターページ管理

ツイッターページは、商工観光部観光振興室がその管理を行う。

5 運用ルール

- (1) 投稿者は当該室の職員のみとする。
- (2) 投稿内容は、原則として観光情報・イベント情報・特産品情報など本市の観光に関係する情報とする。
- (3) 投稿に対するコメントに関し、「いいね!」、リプライ、リツイートの取扱いについては、当該室において運用を決定する。
- (4) 投稿内容と関係のないコメントや、好戦的・反社会的な内容、公序良俗に反した内容、著作権侵害など法律に抵触する内容のコメントが寄せられた場合には、投稿者に許可なく「非表示」または「削除」を行うものとする。

6 遵守事項

このガイドラインのほか、北見市観光情報ソーシャルメディア運用ガイドライン、ツイッター規約、関連法令、関連条例を遵守すること。

7 停止または削除

ツイッターの運用が困難と判断される場合には、市公式ホームページに明記した上で速やかにツイッターを停止、またはアカウントを削除するものとする。

8 その他

- (1) 投稿内容に関しては、当該室の所属長がその責を負うものとする。
- (2) 遵守事項に違反する行為を行った場合、当該室の所属長は対象職員に対して一定期間ツイッターを運用することを禁止することができる。
- (3) このガイドラインに定めがない事項については、当該室の所属長が適切な判断を行うものとする。